

定款施行細則 付属診療所運営規約

平成25年4月

一般社団法人 **文京区医師会**

一般社団法人文京区医師会定款

施行細則

第1章 地 域

(地 域)

第1条 文京区医師会の地域は、文京区本郷、湯島、西片、弥生、根津、向丘、千駄木、本駒込とする。

第2章 会 員

(入会資格)

第2条 前条の地域に住所を有し、開業或は勤務する医師であること。ただし、特別の事情があり、理事会で承認された者はこの限りではない。

(入 会)

第3条

1. 本会に入会を希望するものは 本会の定める書式により、以下の書類を提出しなければならない。但し、本項第3号の医師免許証については、事務局にて写しを取り直ちに返却するものとする。
 1. 入会申込書
 2. 履歴書
 3. 医師免許証（原本）
 4. 在職証明書（B会員のみ）
2. 本会の会員は、同時に日本医師会及び東京都医師会の会員となることができる。

(会員の種別)

第4条 会長は、理事会の承認を得て特別会員を指名することができる。

2. 特別会員は80歳以上の者で、会費を免ずる。

(名誉職その他)

第5条 定款第28条のほか、名誉会長および名誉顧問を置くことができる。

2. 名誉会長は、この法人に貢献をした者のうち総会で承認された者とする。

3. 名誉顧問は、この法人に貢献をした者のうち会長が推薦し総会で承認された者とする。

(顧問)

第6条 顧問は、会長経験者で、理事会に出席することができる。

顧問は2名とし、任期は1期2年とする。ただし再任を妨げない。

第3章 役員

(定員及び補充)

第7条 理事は12名とし、必要に応じ理事会の承認を得て、定款の規定以内において定員を変えることができる。

2. 役員の報酬は、年間総額400万円以内の範囲で、会員総会決議により定める。

第4章 会費

(入会金)

第8条

1 入会金は次のごとく定める。

(1) A会員80万円

(2) B会員20万円

(3) B会員からA会員への変更時入会金

〈B会員期間〉

- | | | | |
|-------|-----------------------|-----|---|
| 1年未満 | A会員とB会員の入会金差額の100%相当額 | | |
| 3年未満 | ” | 90% | ” |
| 5年未満 | ” | 80% | ” |
| 10年未満 | ” | 60% | ” |
| 10年以上 | ” | 50% | ” |
- 2 会費は、次のごとく定める。
- (1) A会員 年額18万円
- (2) B会員 年額6万円
- 3 入会金及び会費は本会所定の方法によって支払うものとする。

第5章 医道審議会

(審議会の記録)

第9条 審議会の委員長は、記録簿を作成しなければならない。

第6章 部 会

第10条 この法人に、次の部会をおく。

- (1) 第1部会
- (2) 第2部会
- (3) 第3部会
- (4) 第4部会

(部会長)

第11条 前条の各部会より、理事会の議を経て、1名を選任する。

(部会長の職務)

第12条 各部会長は、緊急事項を会員に連絡をするものとする。

第7章 選 挙

(投 票)

第13条 選挙は、無記名投票とする。

(候補者)

第14条 候補者は立候補または推薦候補とする。

2. 前項の場合は2名の推薦者を必要とする。

(候補者氏名の通知)

第15条 会長は、立候補届出締め切り後7日以内に、候補者氏名と、その推薦者氏名を会員に通知しなければならない。

(会長選挙)

第16条 会長選挙については、無記名投票とし、監事が投開票を管理する。

第8章 表彰及び弔慰

(表彰及び弔慰)

第17条 この法人に特に功労のあったもの又は善行のあったものは、理事会の決議を経て会長が表彰する。

2. 会員逝去の場合は、直ちに会員に通知し、弔意をあらわす。
3. 弔慰金については理事会が別に定める規程により給付を行う。

第9章 事 務 局

第18条 事務局は事務長または事務長代理、若干名の職員で構成する。

付 則

1. この細則は、平成10年1月23日より施行する。

2. この細則は、平成10年12月25日より施行する。(第3章第6条)
3. この細則は、平成12年3月10日より施行する。(第10章第17条)
4. この細則は、平成13年3月31日より施行する。(第3章第5条)
5. この細則は、平成13年11月1日より施行する。(第4章第7条)
6. この細則は、平成15年4月1日より施行する。(第2章第3条)
7. この細則は、平成16年4月1日より施行する。(第8章第15条)
8. この細則は、平成17年7月4日より施行する。(第3章第6条)
9. この細則は、平成19年4月1日より施行する。(第4章第7条)
10. この細則は、平成21年3月31日より施行する。(第2章第5条)

附 則

本規約は、一般社団法人移行登記の日より施行する。

一般社団法人文京区医師会付属診療所運営規約

(開設及び管理)

第1条 付属診療所の開設者は、一般社団法人文京区医師会会長とする。

2. 付属診療所の管理者は文京区医師会理事会の互選により選出され、文京区医師会総会の承認を得たものとする。

(目的)

第2条 付属診療所は地域住民の健康保持、増進、公衆衛生の啓発指導を目的としてオープン診療所として運営される。

(資格及び業務)

第3条 付属診療所に勤務する医師は、原則として文京区医師会会員とする。

2. 付属診療所の依頼により、予防接種に従事する医師は、付属診療所に登録され、文京区医師会会長と契約し、地域行政に対し承諾書を提出したものが予防接種を行うことが出来る。
3. 休日診療及び休日準夜診療に従事する医師は文京区医師会会員によるものとする。
4. 付属診療所の勤務医師は、地域における都及び区の委託による各種検診（健診）を行うことができる。
5. 地域医師は、文京区医師会会員に限らず、付属診療所を利用することが出来る。
6. 付属診療所にての診療患者は原則として医師会員の紹介または依頼によるものとする。

(運営)

第4条 運営に当たっては、文京区医師会役員が運営するものとし、その任期は文京区医師会役員のそれに準ずるものとする。

但し再選をさまたげない。

付 則

1. 本規約は平成2年4月10日より実施する。
2. 第2条は平成12年9月22日より実施する。(オープン診療所追記)
3. 第3条6は平成12年9月22日より実施する。

附 則

本規約は、一般社団法人移行登記の日より施行する。